

指定管理者運営評価シート

年度	平成28年度
所管課	健康づくり課

1 公の施設

公の施設名称	佐賀市休日夜間こども診療所
所在地	佐賀市兵庫北三丁目8番36号
施設概要	1. 施設目的 休日及び夜間における、15歳以下の小児初期救急患者の急病患者の医療確保を目的とする。 2. 延床面積 230.62㎡ 3. 建物構造 鉄骨造平屋建 4. 診療日 365日 5. 診療時間 土曜日:午後5時～午後10時まで、日曜日:午前9時～午後10時まで、平日:午後8時～午後10時まで 6. 診療対象 15歳以下の小児初期救急患者 7. 診療科目 小児内科

2 指定管理者

指定管理者	団体名	一般社団法人佐賀市医師会	指定期間	開始日	平成28年4月1日
	所在地	佐賀市新中町2番11号		終了日	平成33年3月31日
選定方法	非公募		利用料金の採否	採	

3 指定管理者の管理の実施状況等

①施設の運営業務	1. 診療に関する業務 ① 診察の受付 ② 診察及び治療処置 ③ 薬の調剤、処方 ④ 医薬品等の仕入れ管理 ⑤ カルテの作成、整理及び保管 2. 診療報酬の請求に関する業務 ① 診療料金の個人負担分の徴収 ② 診療報酬請求明細書(レセプト)の作成 ③ 診療報酬請求明細書の国保連合会及び社会保険支払基金への送付・請求 3. スタッフ動員に関する業務 ① 医師、薬剤師、看護師、受付事務の配置業務 ② 出勤スタッフの昼食・夕食手配業務 ③ スタッフ人件費等に関する業務 4. その他の業務 ① 施設の総務・経理業務 ② 事務経費の執行、施設・設備の軽微な修繕業務 ③ スタッフの傷害保険に関する業務 ④ 事業計画書及び収支予算書の作成業務 ⑤ 事業報告書の作成業務 ⑥ 指定期間終了にあたっての引継ぎ業務 ⑦ その他施設を管理する上で必要な管理業務
②施設の維持管理業務	1. 建物内・敷地内の清掃業務 ① 日常清掃業務 ② 定期清掃業務 2. ごみの収集・運搬、処理業務 3. 警備業務
③指定管理者の提案による取り組みとその実施状況	○二次救急搬送の必要性がない初期の受診者のうち、外科処置など当診療所での処置ができない場合の受け入れ医療機関について、引継ぎに時間がかかり受診者に迷惑をかける場合があった。そこで、休日夜間こども診療所スタッフミーティングで議題に挙げ共通認識を持つ、診療所に受け入れ先一覧を分かりやすく掲示する、日曜祝日在宅当番や夜間救急在宅当番医の受け入れ状況を調査するなど、的確な案内ができるよう努めている。 ○休日夜間こども診療所を受診する方の駐車スペースを他の施設利用者に利用されないように、年間を通じて受診者のための駐車スペースが確保できるよう、以前から設置している急患センター駐車場案内表示の文字を大きくして、見やすくする等の工夫をしている。

施設利用状況(量)を示す指標名	単位	指定期間中の実績			
		(平成27年度)	平成28年度		
① 患者数	人	(16,091)	14,599		
② 患者数(佐賀市民のみ)	人	(10,717)	9,638		
③ 平日夜間患者数	人	(2,334)	2,206		
④					
⑤					

4 利用者ニーズ・満足度等の把握(実施していない場合は、その理由)

①利用者ニーズ・満足度等の把握実施方法

利用者は救急診療を必要とする患者等であるため、状況を考慮し、ニーズ・満足度調査は実施していない。

②ニーズ等の把握結果

③把握結果等への対応状況

5 指定管理料およびその内訳(指定管理者の収入)

(単位:千円)

区分	平成28年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	
指定管理料	0					/
うち修繕費						
うち備品費						
うち光熱水費						
摘要(補足説明等)						

6 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位:千円)

区分	平成28年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	
使用料						/
光熱水費等使用者負担金収入						
その他の収入						
合計	0					
摘要(補足説明等)						

7 指定管理者の自己評価

○専属の看護スタッフによる『看護スタッフ月例会』を毎月開催することにより、実際に起こったケースや受診者の全体動向などから問題点を拾い上げ、業務の遂行・連携や書類の記入方法など、細やかなところまで改善を行っている。それが受診者の負担軽減やサービス向上につながっている。

○当診療所は、インフルエンザ流行期や年末年始の繁忙期をはじめ、受診者が多く待合室が一杯で入りきれないことがある。その場合に、やむなく診療所の駐車場で待つ人や、自ら駐車場の車内での待機を希望される人について携帯番号を確認し、順番が来たら電話をかけるなど、スタッフ一人ひとりが受診者に対し、出来得る限り臨機応変に対応している。

8 市による指定管理者の評価

当診療所は初期救急医療施設として、安定した救急医療の提供と健全な運営を持続するために、非公募方式で佐賀市医師会を指定管理者として選定している。医師会が採用した専属看護スタッフが当番医をサポートしており、年末年始などの繁忙期、また初めて診療所の当番に入った医師の場合でもスムーズに診察・処置が行われている。受付事務や薬剤部との連携も医師会を通じて密に行われており、運営状況は良好である。平成30年4月予定の県病院跡地移転に向けて、よりよい休日夜間こども診療所の整備・運営を進めていきたい。